日調連発第１６５号
令和２年８月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

電子確定日付センターの利用について

標記について、日本公証人連合会から、別添のとおり依頼がありましたので、会員への周知につきまして、ご協力をお願いします。

令和２年８月７日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　國　吉　正　和　殿

日本公証人連合会
会　長　　服　部　　悟

電子確定日付センターの利用について（依頼）

平素から、公証制度等の運用に関し、種々の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年８月３日（月）から、電子確定日付センターの運用を開始しました。これは、別添「電子確定日付センターの開始について」記載のとおり、指定に係る地方の６公証役場において、多数の電子確定日付付与の嘱託を迅速かつ集中的に処理するというものです。

近年、嘱託人から、一度に大量の電子確定日付付与の嘱託がされることが増加してきており、大都市部の繁忙な公証役場に嘱託された場合には、必ずしもこれに迅速な対応をすることができないことから、業務量的に迅速な対応が可能な地方の公証役場を電子確定日付センターに指定した上、それらの拠点において、大量の電子確定日付の嘱託を集中的に処理することによって、迅速な公証サービスの提供と利用者の利便の向上を図ることにしたものです。

電子確定日付は、電子署名も不要な簡便な手続での嘱託が可能であり、嘱託人が公証役場においでいただかなくてもよい点で、現下の社会的な要請にかなうものです。

ついては、会員の皆様に別添資料を配布するなどしていただき、電子確定日付センターの周知を図っていただくとともに、多数の電子確定日付付与を一度に嘱託する場合には、当連合会のホームページを御覧いただくなどして、電子確定日付センターを是非御利用いただくようよろしくお願い申し上げます。

2.8.11

（別添）

令和２年８月７日

# 電子確定日付センターの開始について

## １　はじめに

令和２年８月３日（月）から、電子確定日付センターを開始しました。

電子確定日付センターとは、企業や個人が一度に多数の電子確定日付の付与を必要とする場合に、全国どこからであっても、指定に係る地方の６公証役場（別紙「電子確定日付センターに指定された６公証役場」参照）のいずれかに申請していただくことによって、これを迅速かつ集中的に処理することができるというものです。

## ２　電子確定日付センター設置の趣旨

⑴　近年、嘱託人から、一度に数十件、１００件、２００件等の大量の電子確定日付の嘱託がされることが増加してきており、大都市部の繁忙な公証役場に嘱託された場合には、迅速な対応をすることが必ずしも容易ではなく、後日まで嘱託人にお待ちいただくことも少なくありませんでした。

そこで、電子確定日付は、特に管轄がなく、全国どこの公証役場でも付与することができることなどを考慮し、業務量的に迅速な対応が可能な地方の公証役場を選定した上、これを電子確定日付センターとして、それらの拠点において、大量の電子確定日付付与の嘱託を集中的に処理することによって、迅速な公証サービスの提供と、利用者の利便の向上を図ろうとするものです（局面は異なりますが、企業のコールセンターも、地方に設置されています。）。

⑵　また、それによって、電子確定日付の利用が増大すれば、嘱託人が公証役場においでいただかなくても、公証サービスを受けられることになり、近時の社会的な要請にも応えることができます。

## ３　企業による大量の電子確定日付付与の利用例

公証役場における電子確定日付付与の制度は、例えば、次の事例のように、現在、多くの企業において、大量の電子確定日付付与の嘱託という形で利用されています。

⑴　不動産賃貸借契約書

全国に多数のチェーン店を有する不動産会社が、全国から送付されてくる膨大な数の不動産賃貸借契約書について、紙ベースで保存すると、多額の倉庫料を要するので、電子確定日付を取得した上、データとして保存する（その段階で紙の不動産賃貸借契約書は廃棄する。）ために、不動産賃貸借契約書をＰＤＦ化したものについて、電子確定日付付与の嘱託をするというものです。

⑵　住宅ローン（フラット３５等）の電子契約書

金融機関が、全国各地の住宅ローンの債務者、連帯保証人、物上保証人等である個人に対し、当該金融機関が使用しているのと同じ種類の電子署名を新たに取得させた上、自らも電子署名し、債務者等にもその電子署名（いずれも法務省が認めている以外の電子署名）をさせた住宅ローンの電子契約書について、電子確定日付付与の嘱託をするというものです。

⑶　知的財産関係の文書

企業が、先発明等であることを明らかにしておくために、発明等の事項ごとに作成した多数の文書（発明や考案等の途中段階の文書であることが多い。）について、電子確定日付付与の嘱託をするというものです。

**４　オンライン申請日と確定日付の関係**

オンライン申請が所定の日時に適切にされれば、確定日付の付与がその翌日になっても、オンライン申請日が確定日付の日になります。

**５　電子確定日付情報の保存**

電子確定日付に関するデータの保存を希望される場合には、データが５０年間厳重に保存されますので、安心してお預けいただけます。

**６　手数料**

⑴　手数料は、１件７００円です。電子確定日付情報の保存を希望される場合には、１件３００円の保存料が更に必要になります。

⑵　手数料は、公証役場の口座に振り込んでもらうことになります。事前送金、同時送金（インターネットバンキングの使用）、事後送金、１か月まとめての清算等の選択については、できる限り嘱託人の意向を尊重させていただきます。

⑶　領収書（兼計算書）は、公証役場の郵送料負担により、普通郵便で嘱託人に

送付します。

## 7　おわりに

電子確定日付の付与は、もとより、全ての公証役場で取り扱っていますが、量の多い電子確定日付付与の申請については、電子確定日付センターに指定された公証役場を御活用いただくと大変便利ですので、是非御利用ください。

日本公証人連合会のホームページにおいても、電子確定日付センターの説明を掲載し、そこから、当該公証役場のホームページに直接リンクすることもできるようにしました。

（別紙）

電子確定日付センターに指定された６公証役場

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 武生公証役場（福井） | 丸　尾　秀　一 |
| 2 | 宇和島公証役場（松山） | 川　本　浩　二 |
| 3 | 古川公証役場（仙台） | 工　藤　　聡 |
| 4 | 笠岡公証役場（岡山） | 前　田　静　男 |
| 5 | 苫小牧公証役場（札幌） | 佐　藤　　隆 |
| 6 | 大牟田公証役場（福岡） | 熊　谷　浩　一 |